

平成 13 年 10 月 31 日
於・農林水産省

水産政策審議会第 2 回企画部会議事録

農林水産省

水産政策審議会・第2回企画部会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成13年10月31日 午後2時

閉会 平成13年10月31日 午後4時10分

2. 出席した委員の氏名

(委員)

石黒勝三郎 植村正治 小野征一郎 川合淳二 中田邦彦 中村晃次

中村靖彦 西橋久美子 二村雄三 増田常男 矢野等子

(特別委員)

井川洋右 井上繁 高柳敏郎 原武史 村田康博

3. 水産庁側出席者

渡辺長官 白須漁政部長 海野資源管理部長 川口増殖推進部長
長野漁港漁場整備部長 山川漁政課長 今井企画課長 石原漁業保険課長
中尾管理課長 大石沿岸沖合課長 中前研究指導課長 田中計画課長
糸防災漁村課長 中山海洋技術室長

4. 議事

別紙のとおり

目 次

- 1、開 会
- 1、資料説明
- 1、質 疑
- 1、そ の 他
- 1、閉 会

開 会

中村(靖)部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから水産政策審議会第2回企画部会を開催したいと思います。

きょうは少々おくれてお見えになる方もいらっしゃいますけれども、11人の委員と5

人の特別委員の方々が御出席でございます。

前回打ち合わせをしましており、きょうは水産物の自給率目標の設定の考え方についてという、大変大事な、しかも興味のあるテーマについて御議論をいただきたいと思っております。

なお、きょうの会合でございますけれども、できますれば4時半ごろまで、遅くとも5時ぐらいには終了させることを目処に進めたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

資 料 説 明

中村（靖）部会長 まず、事務局からきょうの資料の説明をお願いします。

今井企画課長 企画課長でございます。恐縮ですが、座ったままで資料の説明をさせていただきます。

本日、参考資料といたしまして、前回使いました資料も配付しておりますけれども、前回の部会では、基本計画全体の作成方針、2点目といたしましては水産物の自給率目標に関しまして、自給率の算出方法ですとか、現状の自給率がどうなっているのかといったような基本的な事項と、これから自給率目標を検討していただく際に議論を深めていっていただきたい幾つかの論点について当方からの説明を中心に御議論いただきました。

本日用意しております資料につきましては、これから自給率の目標設定に当たりまして、前回御紹介いたしました幾つかの論点ごとに事務局としての考え方をまとめておりますので、それをたたき台に御議論いただきまして、自給率目標設定の大枠について、できればきょう固め、次回以降、自給率の水準論についての議論に移っていききたいと事務的には考えております。よろしく願いいたします。

それでは、早速資料の方をござらんいただきたいと思っております。

まず1ページでございます。

1として、水産物の自給率目標の意味と性格ということで資料を整理しております。資料の右側に、前回の部会でいただきました幾つかの御意見をまとめてございます。特に上2つの意見ですけれども、前回、消費者が水産物に期待するのは、たんぱく質や良質な脂質なのだから、こうした特徴に着目した指標として考えていくべきではないかとか、カロリー全体の5%が水産物の寄与度なんですけれども、カロリーで議論すると水産物は無視されてしまうので、動物性たんぱく質を前面に出して自給率を考えるべきではないかといった御意見がございました。

それに対する考え方としてまとめてございますのが左側の1の部分でございます。

まず、(1)ですけれども、水産基本法で設定することとされております水産物の自給率といいますのは、アンダーラインが引いてありますとおり、水産物の消費量に占める漁業生産量の割合として示されるものです。そういうことですので、国民への水産物供給に

おける我が国の漁業生産の位置づけを示す1つの指標とはなり得ても、食料供給全体における水産物の位置づけですとか、あるいは国民の食生活における水産物の重要性を示すような指標とはそもそもなりがたいという面があるのだと思います。

一方で、前回、何人かの委員から御意見をいただいたわけですが、このたび成立いたしました水産基本法におきましては、水産物の安定供給の確保というのが基本理念とされておりまして、その政策推進に当たりましては、国民一人一人に食生活における水産物の位置づけですとか、役割ですとかが正しく理解されるようにしていくことも重要な政策課題だと思えます。

そういうことで、(3)にありますとおり、水産基本計画においては法律に示されるとおり、水産物の自給率の目標を設定するわけですが、それとあわせて、例えばということで3つ書いてございますが、たんぱく質供給に占める水産物の位置づけですとか、カルシウム等の微量栄養素の摂取における水産物の役割ですとか、魚介類に含まれるEPA、DHA等の健康上の機能と役割といったことについて、国民にわかりやすく理解してもらえるような工夫を別途行うというようなことを考えております。

自給率目標の設定とあわせて、工夫を行うもののイメージといたしまして、次のページに参考で3点載せてございますけれども、左側の上の方はたんぱく質供給に占める魚介類の位置づけで、総たんぱく質の2割、動物性たんぱく質の4割を占めるというようなこと。

その下は各種微量栄養素の摂取に占める魚介類なり、海藻類の役割といったようなことで、右側の上の方にありますのは、いろんな成分が健康上、どういうふうな役割を果たしているんだとか、こういうようなことを自給率目標とあわせながら国民にPRしていくというようなことでどうかというのが1点目でございます。

続きまして、3ページですが、2として、水産物の自給率目標の設定方法についてまとめてございます。

前回、自給率についてこれから御議論を深めていただく幾つかの論点を御紹介いたしましたけれども、ここではそれぞれの論点ごとの事務局としての考え方を示しております。

まず、(1)基本的考え方というところですが、自給率の目標は右側に基本法の関係条文を載せてございますが、第11条の第3項というところにありますとおり、向上を図ることを旨として定めるのだというのが法律上の規定でございます。

自給率について、過去の自給率、ないしは現在の自給率というのは食生活の結果として出ているものですから、そういうものとして算出できるわけですが、将来の目標として設定するとなりますと、分母、分子、それぞれの将来というのをどのように見込んでいくかということが問題になります。この点、基本法におきましては、その方針が条文上も示されております。

先ほど見ていただいた関係条文と同じですが、第11条の3項に、「我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定める」というふうに規定されております。法律の条文ですから、このまま条文を見ても何のことかわからないようなところもあるのですが、要は水産物の自給率の向上を図るといっても、ただ単に向上する数字を掲げるということではなくて、分子となります我が国の漁業生産、分母となります水産物の消費、その両面にわたりまして課

題を設定して、それぞれの課題が解決した場合に、生産はどうなるんだ、消費はどうなるんだということを見通して、その割り算として自給率を示していくという自給率向上の目標の設定の仕方について法律上示されているということでございます。

イですけれども、その場合に、分子の生産面の目標についてですけれども、これも前回幾つかの論点の中でも御紹介しましたとおり、農業生産と異なりまして、天然資源を利用するという漁業生産の特徴を踏まえますと、生産面での漁獲量の目標というのが高ければ高いほどいいというものではないわけです。あくまでも、アンダーラインを引いてありますとおり、資源の持続的な利用が確保される範囲内で最大限の生産を目指すという考え方に立ちまして、持続的生産目標として分子を設定していったらどうかということでございます。

その下に括弧で書いてございますが、食料・農業・農村基本計画におきましては、生産面の目標は生産努力目標ということで設定されております。この生産努力目標という同じ言葉を水産において用いることにしますと、過剰漁獲の原因となる漁獲努力量の増大を助長するような誤解を生じかねませんので、先ほど言いましたような持続的生産目標として設定するのが適当ではないかということでございます。

ウですけれども、分母の消費面についてです。これは食料消費一般について言えることですが、一義的には消費者自身の自由な選択にゆだねられるべきものだと考えております。ただ、右側に、平成12年3月に策定されました食生活指針のポイントが載せてございますけれども、食べ残しや廃棄の削減といった健全な食生活の実践に向けての国民共通の課題もありますので、水産分野においてもこの共通課題に取り組むこととして、その結果として実現する望ましい水産物の消費の姿というものを分子に置いていくというふうにはどうかということでございます。

続きまして、4ページでございます。ここは自給率の算出方法についてです。前回も御説明いたしましたけれども、自給率の算出方法につきましては、カロリー、重量、金額、そういうものをベースにするものがあるわけですが、このうち何を使って水産物の自給率の目標を算出していくかということです。

まずは、カロリーベースの自給率というのはどうかということです。これも前回御説明いたしましたとおり、カロリーベースの自給率というのは、食料全体の自給の程度を総合的にあらわす場合に用いられる指標として、通常個別品目の自給度を示す場合には用いられておりません。また、海藻類というのはカロリーがほとんどないこともありますので、水産物の自給率目標の設定に当たって、カロリーをベースとして設定していくというのは意義がないのではないかとこのように考えております。

2点目は、重量ベースの自給率についてですけれども、これは通常、米だとか、野菜だとか個別品目の自給度を示す場合に用いられている算出の方法です。これまでも水産物の自給率というのは、例えば食料需給表ですとか、食料・農業・農村基本計画ですとか、そういうところでも重量をベースとして示されておりますので、水産基本計画における水産物の自給率目標の設定に当たっても、まずこの重量をベースとして示すということを基本にすべきではないかということです。

3点目の金額ベースの自給率ですけれども、金額ベースの自給率ということになりますと、生産や消費する魚介類の価格が反映されますので、重量ベースでは評価し得ない経済

的な側面の評価というのに役立つというふうに考えられます。ただ、価格というのはなかなか将来の予測が困難なものですので、金額ベースの自給率だけを使うというのはいろんな面で危険があります。そこで、先ほど言いましたように重量ベースをあくまでも基本として、それとあわせて用いるということにすれば、関係者に対して重量だけではなくて、複数の目安が示せるということになります。つまり、金額ベースの自給率目標を重量ベースの自給率目標の参考値として示していくという方向で検討を進めていってはどうかということでございます。

右側に、重量ベースと金額ベースの自給率、四角でくくってありますが、重量ベースの自給率は前回も御説明しましたように、食用魚介類の自給率は現在 55 %です。金額ベースではかなり違うのかなと思って、あくまでも暫定試算と書いてありますけれども、計算してみましたら 54 %ということで、あまり変わらないですけれども、そういったことも考えていってはどうかということなんです。

次のページですけれども、重量ベースを基本とする場合でも、重量のとらえ方、頭だとかしっぽだとかついている原魚ベースでとらえるのか、それとも可食部分だけの純食料のベースでとらえるのか、さらには口に入れる摂取ベースでとらえるのかという問題がございます。

これにつきましては、 、 に書いてございますけれども、最も基礎となる生産統計というのが原魚の重量として集計されているということもありまして、これまで食料需給表等でも原魚段階の重量をベースとしてきております。

ですけれども、純食料をベースとするといいましても、これは原魚ベースの重量に一定の可食部分の割合というのを乗じて算出するものですので、結局原魚ベースの数値と同じような数字になるというようなこともございます。

は、供給ベースでとらえるのか、摂取ベースでとらえるのかということですが、摂取ベースでとらえるということになりますと、お皿の上には載ったんだけど、お皿の上に食べ残されたものがどれくらいあるんだということ把握しなければいけないわけですが、食べ残しですとか、廃棄のとらえ方で大きく値が異なりますし、魚に関して国民全体でどれだけ食べ残しがされているのかというのを把握するのもなかなか難しい面がありますので、原魚ベースでとらえていくということではどうかということでございます。

次、6 ページですけれども、ここでは自給率の目標をどういう区分で設定するかという点で何点かございます。

まず、アは、品目区分についてです。文章にありますとおり、水産物につきましては大きく分けて魚介類と海藻類ということでこれまでも分けてきているわけですが、魚介類が主にたんぱく質の供給源となるというものに対して、海藻類は主にはビタミンやミネラルの供給源になるという栄養面の違い。

は、魚介類がカロリーを含むのに対して、海藻類はこれをほとんど含まないというカロリー上の評価の違い。

そういったことを踏まえまして、従来から魚介類と海藻類ということに区分してきておりますので、水産基本計画においてもまず魚介類と海藻類という大きな区分で示していってはどうかということでございます。

この問題につきましては、次のページにありますけれども、食料・農業・農村基本計画におきましても、肉につきましては、牛肉、豚肉、鶏肉といった区分で、肉全体ということではなくて、3つの区分で目標設定がされておりますので、魚介類についても魚種ごとに目標を設定したらどうかという考え方があるわけですが、これにつきましては、まず1点目、我が国で消費されている水産物というのは大体600種類くらいあると言われております。

2点目ですけれども、右側の表にもございますが、肉では牛と豚と鶏の3種類でほとんどすべての肉の消費の内訳になるわけですが、魚介類は数量の多い上位6品種だけをとっても全体の消費量に占める割合というのは4割にすぎませんので、なかなか魚種ごとに設定するといっても、設定し切れないというようなことがございます。

3点目は、若干違った視点ですけれども、肉については牛肉、豚肉、鶏肉を別々の食材として選択する。きょうは牛肉じゃなくて、鶏肉にしようとか、そういうふうに消費者が選択する傾向が強いと考えられますけれども、水産物については必ずしも魚種別に選択するということではなくて、例えばきょうは焼き魚、あしたは煮魚とか、焼き魚、煮魚、刺身とかといった区分で選択される傾向が強くて、きょうはいかじゃなくて、えびにしようとかということではないと考えられます。そのように消費面で魚種ごとに目標設定するというのが肉に比べても困難な面があるのではないのかということと、生産面におきましても、例えば同一の魚種の生産、例えばたいであるも漁船漁業でとられるのと、養殖生産によるもの、釣りでとられるものと網でとられるものといったように、異なる方法ですとか、経営形態により生産が行われますので、生産面の目標設定というのも魚種ごとに行うというのが困難な面があるのではないのか。そのようなことを考えますと、魚介類の種類ごとの自給率の目標設定というのは消費面から見ても、生産面から見てもなかなか意義に乏しいとも考えられますので、設定しないということはどうでしょうかということでございます。

次のページ、8ページは、前回増田委員の方からもう少し魚種別の自給率というのを数多く紹介してほしいという要求がございましたので、ここに主な魚種についての食用自給率ということで、前回よりも魚種を増やして、これは現状の自給率ということですが、示しています。

続きまして、9ページでございます。ここでは、目標設定の区分のうち、食用と非食用の用途区分の扱いです。

魚介類につきましては、主に食用として利用されるわけですが、一部は非食用として用いられております。右側の一番上に我が国の漁業生産量と用途別の内訳というのがございますけれども、平成11年では我が国の魚介類の総生産594万トンのうち、約4分の3が食用に、4分の1が非食用に回っております。その用途別の目標設定をどうするかということですが、にありますとおり、水産基本法では、食用に限らず、水産物全体について安定供給を確保していくんだということが基本理念に掲げられておりますし、2点目といたしまして、そういうことから、水産物の自給率目標におきましても、用途にかかわらず、国内漁業生産の全体の供給力といいますが、生産力というものとして示していくことが適当ではないか。

3点目ですけれども、実際の生産活動におきましても、最初からこれは非食用としてと

るということで用途が決まっているということではなくて、漁獲物を見て、その流通段階で需要との兼ね合いもあって食用と非食用に振り分けられていく。

そのようなことを考えますと、まずは魚介類全体についての自給率目標を設定して、このうち、先ほども言いましたけれども、4分の3は現在でも食用に回っておりますので、内訳として食用魚介類に限った自給率目標というのを書いていくということがいいのではないかと考えてございます。

右側の下に魚介類の自給率と用途別自給率の関係というグラフがありますけれども、下に大括弧で書いてございますが、仮に国内生産量が一定の場合でも、食用仕向けの割合が変化すれば、食用の自給率というのは変化するわけです。今御説明いたしましたのは、まずは食用、非食用を含む我が国の漁業生産の持てる力を全体のものとして示して、その上で内訳として食用の自給率を出していくというのがいいのではないかと考えてございます。

続きまして、10 ページですけれども、ここは目標設定区分のうち、海域による区分の取り扱いということでございます。我が国の漁業生産は周辺水域の200海里内で行っているほか、公海、あるいは外国の200海里内で行われているわけですが、まず1点目、先ほどの用途別の区分と同様の考え方ですけれども、水産物の自給率というのはどこで操業しているかは別として、我が国の漁業全体による自給度を示すものであるということ。

ですけれども、漁業生産の目標というのは、沿岸であろうが、沖合であろうが、遠洋であろうが、我が国漁業者すべてにとっての生産の指針となるものですから、これはまずは海域を問わずに、我が国の漁業生産全体についての自給率目標を設定するということが筋ではないかと考えてございます。

ただ、「一方」と書いてありますけれども、不測の事態における我が国のぎりぎりの水産物の生産力、供給力というのを考える場合には、アンダーラインがありますように、我が国の主権の権利が及ぶ排他的経済水域等における生産というのが重要な意味を持つことになると思いますので、これを分子とした目標値というのを参考として示してはどうかということでございます。

次、11 ページですけれども、これは自給率設定の目標年次と見直しの考え方でございます。

まず、アですけれども、前回水産基本計画全体の作成方針について御議論いただきましたけれども、基本計画全体につきましては、おおむね10年程度先を見据えて策定することにしておりますので、水産物の自給率目標の目標年次についても10年後ということで、平成24年というのが目標年次としてふさわしいのではないかと。数値目標となりますので、その場合には目標年次だけではなくて、基準年というのものはっきりさせなければいけないんですけれども、その基準年は最新の直近のデータがそろいます平成11年度ということを基準年にして、この検討の途中で多分12年の統計の速報値が出ると思いますので、その速報値を参考として示していく。

ウですけれども、基本計画全体がおおむね5年ごとに見直されるということになっておりますので、水産物の自給率目標も全体の基本計画の見直しに合わせて自給率の目標設定も見直していくということとどうかということとでございます。

続きまして、12 ページですけれども、食料自給率の目標との調和についてです。右側

に關係条文を載せてございますけれども、水産物の自給率の目標については、食料自給率の目標との調和を保つということにされております。

にありますけれども、食料自給率の目標というのは、平成 22 年度を目標年次として策定されておまして、これは我が国全体の食料についての目標ですので、当然その中には食用水産物というのにも含まれておりますので、今後設定していく水産物の自給率目標の数値と、既に 2 年前に設定されております食料自給率目標の数値との整合性については、計算をした後、別途整合がとれているかどうかというのを検証していくということにしたいと考えております。

以上のような考え方でいきますと、どんなふうに自給率が示されるのかというイメージを 13 ページにつけてございます。従来の食料需給表ですとか、食料・農業・農村基本計画における参考値として示されておりますのは、魚介類、うち、食用、海藻類というようなことで示されていたわけですが、今度の水産基本計画においては、魚介類全体、これは輸入の非食用も含めた全体のもの、うち、食用ということと、注 2 にありますとおり、参考としてその重量ベースのものを金額ベースで示した場合にはどうなるかということと、下にありますように、そのうち、排他的経済水域内の漁業による自給率はどれくらいになるのかといったようなことをそれぞれ魚介類と海藻類という大きなくりで示していくというようなことになるのではないかとということでございます。

続きまして、14 ページは大きな 3 番目で、漁業者、消費者等が取り組むべき課題についてということで、これは課題について整理しているだけのものなんですが、先ほども御説明いたしましたとおり、今後の水産物の自給率目標の水準をこれから議論していく際には、アンダーラインを引いてありますとおり、漁業生産、水産物消費、分母と分子、それぞれについて関係者が取り組むべき課題を設定して、その課題が解決した場合の姿がどのようになるのかということを検証しながら数字を固めていくということになるわけですが、課題としてどういうものがあるのかということを整理したものです。

まず、(1)の漁業生産についての課題ですが、漁業生産はその大半を天然資源に依存して行われるものですので、資源の持続的利用の体制を構築するということが不可欠なわけですが、その場合の課題といたしましては、まず我が国 200 海里水域におきましては、資源の適切な保存管理をする。右側にまとめてございますけれども、資源の管理や増養殖によって資源を積極的に培養していくということと、生育環境である漁場環境の保全を図っていくというようなことが大きな課題として挙げられると思います。

また、200 海里の外側の公海等におきましては、関係国と共同して国際的な資源管理に貢献していくというようなことと、遠洋漁業等の海外漁場を国際協力とか、外交交渉を通じて確保したり、維持開発をしていくというようなことが課題として挙げられると思います。

次の 15 ページは、それに加えて、今のところですが、ただ生産だけすればいいということではなくて、消費者のニーズに適合したものを供給していくということが重要ですので、供給する水産物についての品質の向上ですとか、流通の合理化といったような課題もあります。

ウは、これらの資源管理や消費者ニーズへの対応の基礎条件といたしまして、それぞれの経営基盤の強化、担い手の育成確保、漁港や沿整といった水産業の基盤の整備ですとか、

基礎となる技術の開発の課題もあります。

そういった漁業生産に関する諸課題については漁場の位置ですとか、経営形態ですとか、生産方式の違いも踏まえて設定していくということが適切ではないかということでございます。

オにありますように、そういったいろいろな生産面での課題があるわけですが、分子となります生産面での持続的生産目標と申しますのは、今御説明いたしましたような課題が解決された場合にどうなるんだという水準として設定していくということで、今後の議論といたしましては、それぞれの課題ごとにどんな具体的な課題があって、今どうなっていて、その課題が解決した場合にはどれくらいの数値が見込めるのかといったようなことを次回以降また御議論いただきたいということでございます。

同様に、最後の 16 ページですけれども、これは分母の方の水産物消費についての課題でございます。先ほども御説明いたしましたけれども、水産物の消費につきましては、食料一般と同様に、一義的には消費者自身の自由な選択にゆだねられるものであり、水産物の栄養特性を理解した上での摂取ですとか、むだや廃棄を削減するですとか、消費というのが世界全体の水産資源とも無縁ではなくて、そういう生産過程がどういうふうになっているんだといったことに関心を持つですとか、そういうのは一義的には消費者自身の自由な選択にゆだねられるものだといっても、こういった具体的なものについては消費者に求められる課題ではないかということでございます。

分母の水産物の望ましい消費の姿というのは、こういった消費に関する課題が解決された場合の消費量の水準として設定していくということで、これも先ほど申し上げました生産面の課題と同様に、今どうなっていて、どういう課題を設定して、その課題が解決された場合にはどんな数字になるんだというようなことを次回以降お示しして議論していきたいというようなことでございます。

資料の説明は以上でございます。

中村（靖）部会長 ありがとうございます。

質 疑

中村（靖）部会長 ただ今事務局から御説明があった考え方としては、持続的生産目標という考え方が水産物については適当ではないかということ。

自給率の設定は重量ベース、原魚ベースで行うのが適当ではないか。

魚介類と海藻類は区別すべきではないか。

魚介類の種類ごとについての目標設定というのはちょっと難しいというような話ですね。

それから、食用と非食用というのは分けなくて、魚介類全体について自給率目標を定め、そして食用というのは内訳として示すのがいいのではないかというようなこと。

それから、海域別は問わないけれども、200 海里内というのは参考資料として出したら

どうかと。

目標年次は平成 24 年度。

その後は、漁業者、消費者等が取り組むべき課題について幾つかの説明がございました。

今の御説明に対しまして、御質問、御意見等これから交換してまいりたいと思いますが、もちろん今の考え方は事務局の考え方でございまして、これはこういうふうにした方がいいのではないかというようなところとか、それは御自由に御発言いただければと思います。

それぞれ相互に関係しておりますから、どこから入っていただいても結構ですが、なるべく1つのことについて御意見がございましたら、それに関連しているいろいろまた別の方から御意見を伺うというような形にできたらいいなと思っております。

それでは、どなたからでも結構でございますので。

中村（晃）委員 全体の考え方としてはこんなところじゃないかなということで、異論があるわけではないのですが、若干御質問を兼ねて、事細かいことで恐縮ですが、お聞きします。

金額ベースの自給率というのを参考で出すようですけれども、これもどこまで意味があるのかなという感じが若干するのですが、その際に国内産の単価の方は漁業者の生産金額で、片や輸入品の方は恐らくCIFベースになるだろうと思うのですが、そうすると、これらは同じ単価であっても、本来違うものなんですね。それでは何を比較すればいいんだと言われると私もよくわからないのですけれどね。こういうレベルの違う単価をわざわざ比較してまで自給率を出す必要があるのかなという感じがするというのが1つ。

それから、もう1つは、非食用の話ですが、食料・農業・農村基本計画の方では輸入の方は非食用は除くという形で今まで出しており、今回、水産物の場合は国内生産にも輸入にも非食用を含めようというお話のようですが、非食用、両方とも含ませるようにするという自体は結構だと思うんですが、逆に今までこうやって輸入の方からは非食用を除いていた理由というのは多分何かあったんだろうと思うんですけれどね。どうもこれがよく理解ができないので、何かそういう観点でやる必要があったんだとすれば、ちょっと考えなければいけないのかなと思います。ごく常識的に言えば両方とも含めてしまうのがいいんだろうと思うんですけれど、過去にこういう実績があるんだとすると、その理由が何だったのかわかれば教えていただきたいという2点です。

中村（靖）部会長 金額ベースで国産と輸入のCIFと大体性格が違うものを一緒に比較してもどうかと。それから、非食用のこれまでの考え方ということですね。

今井企画課長 まず第1点目ですけれども、実は食料・農業・農村基本計画の中の自給率の算定に当たりまして、金額ベースの自給率というのを出しております。それは特にカロリーベースの場合には、野菜はカロリーが低いのに対して、国内生産においては米と野菜と畜産というのが日本の農業の3本柱ですので、そういうものの国内生産の力みたいなものが自給率の数値の中にはなかなか出てこないのが、それは金額でいけば野菜の位置づけというのが出るだろうというので出しております。

その際には、今、中村（晃）委員から御指摘がございましたとおり、国内生産におきましては、農業者の生産額、輸入物についてはCIF価格で基本的にとっております、確かに性格が違うものなんですけれども、どこかでえいやっとやらないと、自給率目標というのはなかなか出ませんので、仮に出すとしたら、同じようなとり方をするんだろうとい

うふうに思っているのですが、もう1点、果たして水産で金額ベースのものを出す必要があるのかということについては、これからもう少し考えていかなければいけないと思っていますけれども、今回たまたま出そうかということで計算をしてみましたら、先ほど説明しましたように、1ポイントしか違わなくて、我々としても割と意外だったんですけど、頭の中のイメージとしては、外国から輸入されるものというのは非常に単価が高いものが輸入されていて、国内産というのは安いものもかなりあって、金額ベースで見ると、重量では55なんだけれど、もっと低いのかなと思って計算したんですが、あんまり変わらないということもありまして、金額ベースを参考値で出すかどうかは、まだすぐに結論を出す必要もありませんので、引き続き検討していきたいと思います。

2点目の非食用の扱いですけれども、今回詳細な資料をつけるのが間に合いませんでしたので、次回以降、この点についてはわかりやすい資料と一緒に改めて御説明させていただこうと思っておりますが、今まで輸入の非食用を除くというのは、要は輸入の非食用というのは魚粉なんですね。魚粉で入ってくるものを分母から除いていたのは、魚粉で入ってくると、それはまかり間違っても食用に回らない。当たり前ですけど。今まで食料需給表でも13ページにありますように、全体と、うち食用と書かれているのですが、あくまでも食用に重点が置かれていて、輸入されたものが何かの拍子に食用に回る可能性があるのかどうかみたいな方に頭の重点が置かれていたために、非食用の部分というのは多分除かれていたのではないかと思うのです。

ただ、非食用を分母から除いておきますと、日本の国内全体における生も魚粉も含めた、魚粉も由来としては魚ですから、全体の魚介類というか、水産物需要に対する自給度を考える際には、輸入されている魚粉というのも分母に含めませんと、本来の意味の水産物需要に対する我が国の漁業生産の持てる力みたいな指標になりませんので、今までの数字とは断絶ができてしまうんですけども、この際、新しい基本法ができて水産物の自給率目標というのをつくるといことになりましたので、今までとの連続性には若干問題はありますが、全部を含んだものにしていったらどうかということでございます。

中村（靖）部会長 よろしいですか。

中村（晃）委員 はい、結構です。

中村（靖）部会長 金額ベースのものが重量ベースとあんまり変わらないというのは、輸入品の単価が加重平均ですと意外に高くないのですかね。

今井企画課長 382円と402円です。

高柳特別委員 今回の輸入のCIF価格のところなんですけれども、私もこの数字は送っていただいた資料を見ておやっと思ったんですけども、確かに高価格の魚が輸入されていて、非常に不思議に思ったのは、1つは、同じベースの形態で比較されているか、計算されているかどうかということです。例えば金額ベースではえびが一番多いはずなのに、あれは、みんなドレスで入っているわけです。そうしますと、歩留まりで見ますと、半分近いということですね。それから、運賃をかけるのがもったいないですから、大体魚も恐らくドレスかセミドレスで入っていると思うんですね。この形態の整合性をとっているかどうかということ、私はとっていたかと思っていたんですけども、ちょっと疑問になったんですね、この数字を見て。その辺はいかがでしょう。

今井企画課長 金額ベースのものを計算するに当たりまして、まず重量ベースがベ-

スとしてありますので、重量ベースの算出をする際にはすべての魚介類について原魚ベースで置いてありますので、そういう意味では輸入されるものは確かに単価が高いんですが、それは例えば頭が落ち、ひれが落ちているもので、そういう意味では1次加工されているような面がありますから、逆に単価が高くなっている面があって、計算するときの単価としては 単価というか、重量ベースで出すときには、重量としては輸入ものも全部原魚換算していますから、原魚換算してしまうと、輸入しているものというのは、輸入しているものの単価は高いんですが、原魚換算ベースに戻すと、単価は安くなっているということだと思います。

そのあたりはもう1度きちっと整理をして、次回もう少しわかりやすいような格好にして改めて説明したいと思います。

小野委員 この数字は原魚換算した数字になるわけですね。

中村(靖)部会長 そうなんでしょうね。

今井企画課長 重量は原魚換算されています。

二村委員 これは原魚換算すると450万トンぐらいですね。

今井企画課長 そうです。450万トンというのは原魚換算されているベースです。

二村委員 それの402円だと1兆6000億ぐらいの輸入のバリューを割っていることになるわけですね。

そうすると、これはたまたま重量ベースと同じパーセンテージになっていますけれど、我々もずっとしてきているけれど、今後輸入の魚の形態が冷凍品、生から、どんどん加工品、調製品に変わってきていると。そうすると単価が上がる。全体のバリューも総輸入額というのもふえてくると思うんですね。

もう1つ、金額では当然円に換算するわけだから、為替の問題が出る。11年ぐらいまでは為替は比較的安定していたかもしれないけれど、ことしは120円を超えているから、去年と比べても1割は円安になっている。輸入のバリューとしては上がってくる。単価は上がってくる。今後のことを考えると、円安と見るのか円高と見るのかは別にしても、為替の要因で1割、2割変わることはあり得ると思いますね。今後単価が上がるでしょうということですね。

今井企画課長 そこにつきましては、4ページの自給率目標の算出方法の のところにも「価格という将来予測が困難な要素を抱えているが」というふうに書いておいたんですけども、食料・農業・農村基本計画で金額ベースの自給率目標を出しているわけですけども、その際には基準年の単価をそのまま10年後のものに使っているわけです。ほかの使い方がないということもありまして、言ってみれば若干乱暴なところもあるんですけど、そういうことをしてまで本当に出す必要があるのかどうかというのは、そこはもう1度、今いろいろな意見をいただきましたので、資料を整理した上で、改めて金額ベースの自給率を参考値としてでも出すのがいいのか、それともやめた方がいいのかというのを、改めて御議論いただけるための資料をつくりたいと思います。

矢野委員 まず基本的な考え方のところ、分子、生産面の目標が持続的生産目標という表現にされているということ、それから分母の方が望ましい水産物消費の姿ということで、非常にこれはすばらしいなと思います。ここで説明してありますように、持続的生産目標、これは当然生産者の立場の方々を中心にあって考えなければいけないと思います。

れども、それにプラス漁場環境を守る、地球環境全体を守るという視点も必要だと思いますし、それから消費者、国民の方々には健康面、それから廃棄物の問題等も含めたあるべき消費の姿という形で非常にいいネーミングだと思いますし、それからこの水産物の自給率の目標値が発表されるということ、これは相当社会的にも注目を浴びると思いますので、そういうチャンスは大いに活用して、この両方の示す言葉の意味というものを広く国民に広報していただきたいと思います。

それと4ページのところで、今、金額ベースの話がいろいろ出ましたけれども、一番初めにカロリーベースの自給率が参考で挙がっているんですけども、やはりこれは必要ないのではないかなと思います。もし参考として載せるとしたら、いつも話題になります動物性たんぱく質の重要性ということで、そのたんぱく質の面での自給率というのを参考として掲げてはどうかというふうに思います。

それと、5ページのところで先ほどの金額の面にもかかわってくると思うのですが、ちょっとこれは私も詳しくないのですが、原魚ベースで計算するということなんですけれども、輸入水産物については、不可食部分を除いて入ってくる加工品というのが多いと思うんですけど、その辺も原魚ベースに換算をしてということになるのかどうかということをお伺したいと思います。

それと、もう1点ですが、7ページのところで、魚種別というのは本当に不可能だと思いますけれども、やはりここに挙がっている全体の4割を占めるような上位の魚種についてだけでも自給率というのを参考として挙げられた方が消費者の方はわかりやすいのではないかなと思います。

以上です。

中村(靖)部会長 5ページのところと7ページですかね。

今井企画課長 輸入品の取り扱いですけれども、きょう参考資料として前回の資料を配付しておりますけれども、前回の資料の3ページ、4ページのところをごらんいただきたいと思います。ここの左の下の方に魚介類の需給の状況ということで、平成11年度の速報値ベースで載せてございますけれども、輸入されて通関ベースのものは330万トンで、それは矢野委員御指摘のとおり、頭やひれ等が落されて輸入されているものが多いわけですけれども、自給率の計算におきましては、それを原魚換算いたしまして、輸入のものは573万トン、それが食用に406万トン仕向けられているということを前提に55%という計算をしておりますので、先ほどの話もこれは輸入品についても原魚ベースで出していくということでございます。

2点目は、7ページに関連いたしまして、魚種別に出していったらどうかということですが、8ページに主要な魚種についての食用自給率を示してあります。現状の食用自給率が魚種ごとに幾つになっているんだということについては、基本計画をつくる段階で、冒頭申し上げましたようなたんぱく質供給に占める魚介類の位置づけですとか、そういうものと一緒に国民に対する情報提供はしていきたいと思っているのですが、現状の数字ではなくて、将来の、例えばえびの自給率を将来幾つにしていくなんだという目標を設定することになりますと、それはなかなか難しいのではないかなというのがきょうの7ページの資料で言いたかったことなんですけれども、現状の自給率につきましては、国民に対する現在の水産物についての消費の実態ということも含めまして、積極的に出していき

いと思っております。

中村（靖）部会長　そういう情報は出していきたいということですね。

原特別委員　今の矢野委員の御意見にも関係するのですが、参考値ということであれば、やはり私は分類区分ごとの設定をしてもいいのではないかと思います。例えば、かにを合わせて甲殻類になるわけですから、甲殻類はどのくらいの自給率があるんですよと、こういうようなこととか、それから軟体類と言ってしまうと全部入ってしましますけれども、貝とか、たこを分けるのかどうかは別といたしまして、そういうふうなもので国民がかなり日本は輸入に頼っているということを自覚させる。こういう努力も1つあっていいのではないかと思ったことが1点目でございます。

それから、もう1点目でございますけれども、これは自給率をあらわすということになりますと、私は資源管理との結びつきで物を考えるべきであると思います。例えば私なりの考えを申し述べますと、今、白書ではT A C 制定6魚種の資源状況が示されております。また、T A C に関係ない魚種も示されておりますけれども、そういうものをあわせた自給率は一体どうなるのかということ。T A C 魚種の自給率、あるいはT A C の対象とはなっていないけれども、自給率はこうなっているということ。それを日本の沿岸の資源状況とあわせて国民に理解を求めていく。こういうことも考えられるのではないかという感じを持っております。

以上でございます。

中村（靖）部会長　例えば甲殻類とか、そういうものについては、もちろん情報は何か出してくれるそうですけれど、目標も設定した方がいいというお考えですか。

原特別委員　目標設定は、今、課長がおっしゃられたとおり、かなり難しいと私は思います。

中村（靖）部会長　要するに現実を出せと、こういうことですね。

では、後の方について。

今井企画課長　後の方の資源管理との兼ね合いで自給率を設定すべきではないかということにつきましては、御指摘のとおりだと思います。我々もそういう考え方にに基づきまして本日御説明いたしました資料の3ページで、分子の方は持続的生産目標として設定するというにしておりますけれども、それはまさに魚がいるのをとれるだけとっていいということで分子に設定するのではなくて、資源状態がまずあって、その資源状態を踏まえて、どれだけとっていいんだというものとして分子を設定していくという考え方で、分子の方はまさに持続的生産目標として置いていくのがいいのではないかと考えておりますので、そういう観点でこれから検討していただきたいと思っております。

あと、1点目の方ですが、重複するかもしれませんが、8ページに前回資料要求もありましたので、主な魚種ごとの自給率というのを載せてございますけれども、こういうようなものが出ていけばいいという理解でよろしいですね。

原特別委員　例えばあさりなんていうのはみんな国内生産だと思っているんですけれども、ほとんど国内産じゃないんですね。こういうことは知らせるべきだと思います。将来予測は難しいと思いますけれど。

井上特別委員　私は第1回を休みましたので、きょう初めてでございますが、井上でございます。

私は専門が地域振興でございまして、この審議会はどちらかというと漁村の振興とか、そういうことと関連があるかなと思っております。水産については、日本経済新聞におりましたときに、下関の水産記者クラブに入っていたことがあるという、その程度のかかわりしかないので、特にこういう問題に関しては基本的に素人でございますけれども、ちょっと1つ気がついたことで、3ページの分母の望ましい水産物の消費の姿と、16ページの水産物消費についての課題に関連したことになりましてけれども、基本的に日本において魚の消費をこれからどうふやしていくのかということは大変大事な課題であろうというふうに認識しているわけでございます。

魚の消費をふやすには、やはり消費者教育といいますが、つまり人間の身体にとって魚の持つこういう点が大事な点であるとか、特に今若い子供たちの一種の魚離れというようなことも指摘されている中で、魚の消費をどうふやしていくのか。その普及、啓蒙のたぐいですが、これに相当力を入れていく必要があるのではないかとこのように思うわけです。つまり、水産物消費についての課題の16ページの右側のゴシックで書かれているところに余りそういった問題意識が、全くないわけではないのだけれども、つまり、何となく現在の状況を前提としているような、課題といっても表現になっているような気がするんですね。

つまり、今私が申したことは、単なる個人の嗜好ではなくて、やはりこれからの国民全体の課題であろうというふうに思うわけなんです。ということになりますと、先ほどの分母にかかわってくるわけですね。望ましい水産物消費の姿をどう描くかということにつながってまいりますので、つまり魚の消費拡大に向けてのもう少しデータの提供とか、そういう視点の記述がもっとあっていいのではないかと感じました。

以上でございます。

中村（靖）部会長 消費拡大の視点をもう少しということですね。

今井企画課長 14ページ以降の生産面、消費面の課題につきましては、次回以降、今までの生産のすう勢、消費のすう勢がどういうふうになっていて、これがどういうふうに見込まれるというようなデータをお示ししながら御議論いただこうと思っているんですけども、確かに右側にも書いてありますが、食生活指針におきましては、魚の脂というのは身体にいいんだと。そういうようなことですが、各種栄養素、日本人はほとんど水準以上のものがとれているんですが、ただ1つ、カルシウムだけが日本人は必要量が満たせていないと言われておりまして、そういう意味でもカルシウムをとる際に小魚だとか牛乳だとかというのが摂取源になりますので、そういうものが重要なんだというようなことは食生活指針ではいろいろたわれているわけですが、一方で、だから魚を食べた方がいいんだということまで言おうとすると、今回の資料にもいろいろ書いてあるのですが、水産物だけではなくて、食料消費全般に言えることですが、消費者の方々から見ると、まずそういう情報だけを与えてくれればよく、食べるか、食べないかというのは最終的には消費者自身の自由な選択にゆだねられるべきものなので、もっと食べた方がいいとかというようなことを政策で打ち出していくのは打ち出し過ぎだというような意見もございまして、そういう意味では若干遠慮しているというか、水産の方に携わっている人間として、それはもっともっと水産物についての消費が拡大していくというのは期待はするんですけども、政策として、行政の立場としてどこまで言っているのかというのは、

きょう西橋委員もいらっしゃいますけれども、いろいろな方々の意見を聞いた上でこれから考えていきたいと思っているところです。

井上特別委員 企画課長のおっしゃること、それなりに理解できます。

ただ、人間の価値判断とか、ある意味ではし好もそうだと思いますけれども、これは一般的に情報によって左右されるという側面がありますから、やはり適切な情報をタイムリーに出していくということはやっていいのではないかと。ですから、ストレートに食べようと言わなくても、結果として水産物の消費が拡大するような大事な情報というのは知らないということもあるいはあるかなと思うんですね。

以上です。

今井企画課長 それに関しましては、きょう冒頭のところで御説明しましたが、自給率の目標ということでいきますと、それは水産物消費に占める我が国の漁業生産の割合ということですが、それとあわせて、いろんな情報を提供するというところで、例えば2ページに参考で幾つかの指標を示しておりますけれども、こういったたんぱく質供給に占める位置づけですとか、微量栄養素の摂取における役割ですとかは、御指摘のとおり、正確な情報として国民の方に水産基本計画の策定にあわせてPRをしていけるようにしたいと思います。

小野委員 食生活のことで私も意見を申し上げたいんですが、望ましい水産物消費の姿というのが何かというのは非常に難しいと思うんですが、水産物消費というのは当然食生活の中であるわけですから、水産物消費だけが独自に存在するわけではないわけですね。そうしますと、望ましい食料消費というのがあって、その中で水産物消費はどのような位置を占めるかということになると思うんですが、その場合、望ましい食料消費というのは、政策的なベースになるのは食生活指針ということになるわけですね。

ところが、食生活指針というのは、個別的にこれがいい、あれがいいというようなことは書いてあるけれども、全体としてこうだというようなことは非常につかみにくいような感じで書いてあると思うんです。そういう意味では、これは私の意見ですが、食料消費というのを考えていくのであったら、もっといわば踏み込んで、かつて日本型食生活というようなことを言われたことがありますけれども、食生活指針を見ましても日本型食生活というのをにじませているという面はありますけれど、余り強くそういうことを主張しているわけでもないわけですね。そういう中で望ましい水産物消費の姿というのを描くのは非常に難しいように思われるのですが、その点については、食生活そのものの望ましい姿というのを、これはここの委員会の課題ではないのですが、10年後とかの長期的な展望の中で、農水省としてこれからもっと詰めて考えていくということになるのでしょうか。

今井企画課長 きょうは食生活指針そのものを資料として載せられませんでしたので、次回改めてお示しをしたいと思います。16ページの右側の水産物消費に関する課題例と書いてあるそこにあるようなことが食生活指針に書かれているものなんですけれども、現時点では食生活指針というのは閣議決定されておりますので、政府全体として食生活の取り組み方の考え方のベースになるものは平成12年につくられた食生活指針ということになります。その食生活指針そのものというのは、先生がおっしゃいましたように、非常に抽象的で、ここにありますように、日本人は今脂質を若干多く取り過ぎているので、少

し減らしていきましょねということ。あとは、脂の構成もここにありますが、魚由来のもの、植物由来のもの、動物由来のものというのをバランスよくとっていきましょねというような感じで書いてあるんですけども、それを具体的にどういうふうに進めていくかということについては、「食生活指針の推進について」ということで、もう少し具体的な取り組みに落とし込んだものを農水省と、昔の役所で言えば文部省と厚生省と3省共同で決めてございます。その決めたものが現在の農林水産省の考え方になりますので、それを水産物に当てはめるとどうなるんだということをベースにこれから検討していきたいと思っており、次回以降、現在の水産物消費というのは今までどういうふうな勢をたどってきて、これからどうするかということについて、食生活指針なり、食生活の推進についてという中でどういう位置づけがなされていて、それを水産物に当てはめるとこうなりますというようなことを御説明したいと思います。

小野委員 私の意見になると思うのですが、日本の場合、食生活において、重要なのはいわば消費を減らすといいますが、全体として栄養過剰の問題をどう解決するかということだと私は思います。特に脂質の場合でいいますと、ここではバランスというふうな調和的な表現を使っていますが、わかりやすく言えば畜産物ですか、その部分が多過ぎるわけです。そこを減らすというのがバランスをとるということであって、必ずしも水産物を増やしていくという話とは違うのではないかなと思うんですけど、それは今後議論されていくということですね。

中村（靖）部会長 指針は私もちょっとお手伝いをした経緯から言うと、食肉というのが入っていないんですよ。だから、今おっしゃるように、畜産物の消費を伸ばすというような形が入ってなくて食肉関係の人は結構文句言っているのです。だから、方向としてはそうなっているのかなという気はするんですけどね。

川合委員 今の議論をお聞きしていて御質問なんですけれども、基本法の第11条の3項で、「水産物の自給率の目標は」と書いてあって、漁業生産、それから水産物の消費に関する指針として定めると。これは数字の目標ですから、なるべく輸入品は食べないような消費に関する指針としてというふうな読めるのですが、皮肉な言い方で恐縮ですけどね。ここはどういうふうに解釈されているのかを教えてください。

今井企画課長 非常に難しいのですが、要は食生活というのは、食料消費一般は消費者自身の自由な選択にゆだねられるべきものということですから、気持ちとしては、輸入品はなるべく食べないようにということなんですけど、外向けの説明というか整理としては、なるべく国内生産を増やせるような取組をして、後は国際競争力との兼ね合いもありますけれども、それで国際競争力もつけて、なるべく国内産を多く供給できるようにしていく。裏返せば、供給されるものに占める国内生産の割合がどんどん増えていけば、食べるものも国内産が多くなると思うんですけども。

川合委員 そうすると、食料・農業・農村の方は確かに自給率が非常に低いようなことですので、どう考えていいか、僕も整理ができていないのですが、例えばさっきのえびの例などを見ますと、輸入品の中で国内では全然生産できないものがありますね。それを考えると、そこをどう整理するか、何か整理が必要ではないかと思いますが、それは表にちゃんと出して整理しろという意味ではなんですけれども、考えの基礎にそこが1つ何かあるかなという気がいたします。

今井企画課長 きょうの資料では16ページの に該当するのかもしれませんが、えびは食べるなど、そういうことを行政が言うのは変な一方で、先ほど井上委員からも言われましたけれども、国民はその前に現状はどうなっているかというのをよく知らないところもありますので、例えばえびというのは、今、日本はどれくらいの量を食べていて、そのほとんどを輸入に頼っているんだとか、そこで海外で日本向けに輸出しようと思っているところでは、例えばマングローブの林がどんどん減っているんだとかというような問題も起こっているんだというようなことをまず正しく知らせた上で、最終的には消費者が、それであればえびをたくさん食べるというのもどうかなと思うのであれば、えびの消費が抑えられるとか、どこまでが行政がやる仕事で、どこから先は消費者の選択にゆだねるところかという、その線の引き方が非常に難しいと思っています。一応きょうの段階で整理しているのは、そういう生産の過程というのはどういうふうになっているんだというようなことまでは少なくとも消費者に正しく伝えていく。まぐろの便宜置籍漁船の問題とかについても正しく伝えていった上で、あとはJAS法の改正もありまして、一定の表示事項については表示の義務づけがなされておりまして、そういうこととあわせて、そこから先は消費者の選択にゆだねるというようなことになるのではないのかと思います。

中村(靖)部会長 私の記憶では、食料・農業・農村基本法的时候は、法律の中に、これは今井企画課長も当然よく御承知ですけれど、向上という言葉は最初はたしか入っていませんでしたね。それが民主党から向上ということをなぜ入れないんだと言われたら、大臣が、目標を定めるんだから、下げることを目標にしているわけないだろうと、向上を図るのは当たり前じゃないかという議論をして、しかし、結局修正部分として入った経緯があると思うんですが、おっしゃるように、農業の例のカロリーベースというのは著しく低いから、それは向上を旨としてというのは非常に説得力もあったかもしれないですけど、水産のときはちょっと性格が違うところがありますね。

中田委員 自給率というのはいつごろからとってあるのですか。

今井企画課長 食料需給表では昭和35年から数字が出されております。

中田委員 それからずっと一貫して自給率の算定基準というのは同じなわけですね。

今井企画課長 そうです。

中田委員 それから見れば、基本的にはこれは1つの推移ですから、私はここで自給率というものを変える必要はないと思います。

ただし、参考としているいろんな今まで言ったような金額ベースだとか、カロリーベースだとか、輸入なんかも今後相当変わってくると思うんですよ、環境が。例えば中国だとか、何だとか、ああいうところで加工して持ってくるということになると、数量的には減りませんが、可食部分というのは増えますね。そんなことで、そういうものはそういうものとしてとらえていかないと、全体的に重量だけとってくると、減ってくるじゃないかという問題が出てくると思いますね。それはそれとして、参考として、あるいは付表としてつけ加えていかないと、自給率というのは大幅に変わってくるのではないかなという感じがするんですね。

金額ベースなんかも先ほどいろいろありましたけれど、為替の変動によって相当違うし、輸入物というのはどちらかというと、国内の補完的な要素も入ってきますから、価格は輸入物が安ければどんどん入ってくるし、高ければ入ってこないというようなこともありま

すから、必ずしも全部輸入が入るということではないわけですね。昨年は何万トン入ってきたけれど、ことしは半分だということもあるわけですね。それは価格によって入ってくるわけです。

そんなことで、ひとつ参考資料としてそういうものはとっておく。基本的には従来どおりの自給率ということをやっていくべきではないかと思います。

中村（靖）部会長 方式を変えなくていいと。

川合委員 輸入品を原魚換算するときに、調製品はどの程度まで入っているんですか。

1次加工とか何とか、そういう区別というか、限界は何かあるんですか。

今井企画課長 調製品として例えばうなぎのかば焼き。生きたままのうなぎも輸入されていますし、かば焼きになって入ってきているのもありますけれども、例えば、かば焼きになって入ってきているものを原魚に換算して、その重さとして計算をしているということで、内訳として先ほども前回の資料で見いただきましたけれども、330万トン通関ベースでありますというのは、例えばまぐろの頭が落ちているものとか、そういうものと、かば焼きで入ってきているものとか、そういうものもみんな込みで原魚換算すると573万トンになるということで、このうち、調製品で原魚換算されたものは幾つかと言われると、出るかどうかわかりません。

川合委員 いや、出すという意味ではなくて、例えば缶詰のようなものはその中の、これもなかなか難しいんですけれどね。缶詰の中で2つ入ったりなんかしていると大変なんだけれど、例えばまぐろの缶詰とか、そこはどこまで入っているというふうに考えたらいいんですかね。

今井企画課長 缶詰をつくるというときには、例えばさばの缶詰をつくるというと、さばの缶詰が1キロ相当の缶詰があったとすると、缶詰は原魚に換算するときには、原魚換算する換算率というのが一応みんな用意されていて、それは缶詰の場合はこうやるんだと。うなぎのかば焼きの場合には換算率幾つを掛けるんだというのがそれぞれ一応決まっています、それでやっているということで、缶詰になっているものですか、調製品のものですか、そういうものすべてが原魚換算されています。

川合委員 それはそうだと思うのですが、新しい調製品が出てくるでしょう。それはどういうふうに、新しい品目として入れているのですか。

今井企画課長 どのくらいの分量がまとまって入ってくるかということにもよるわけですが、我が方で直接輸入の数量をつかんでいるわけではありませんので、旧大蔵省の通関の統計をとる際に、ロットがある程度まとまって、ある形態で入ってくるのが多くなりますと、細分化して、こういうものとして何万トン入ってきているというようなものをつくれますので、そういう細分化された区分ができたものについては、それに応じて原魚換算率というものをこちらで用意して原魚換算する。試験的に入ってきているようなもので、通関統計上も区分されないようなものについては、要はわからないわけですので、それについては込みでやられているというようことです。

川合委員 そんな細かいことまで言っているのではないんですけれど、これからの流れというのはむしろそこはかなりウエートがくるんじゃないかという気がしますので、あくまでも参考の範囲だと思うのですが、そこはトレースしていく必要があるのではないかという気がちょっとします。

西橋委員 今回ののは大変わかりやすく、私個人としてもよく読めるようなものになっていたと思うのですけれども、もう少しこれからの予測があってもいいんじゃないかなと思うんです。日本の水産に携わる人たちの期待も込めて、もう少し、もっとよくなるんだよというんじゃないんですけれども、もう少し頑張れるような文章ができるのかなと思っております。

それから、輸入水産物の取り扱い方も今おっしゃいましたけれど、やっぱり今からは日本の国内の国産品というのは生産者の減少とか、そういったことも考えますと、なかなか上昇するところまでは、本当は期待感はある国産のものであるのが一番いいんですけれども、それとそのものを食べてみたいという、人間のさがですか、日本ではとれないものを食べようという、それがおいしかったらどんどん入ってくるという、輸入水産物がこれからはまた違った意味で、入ってくるのではないかなと思うんです。そういった場合の対処の仕方、ここに書けるぐらいに私はふえてくるのではないかなと思っているんです。今まだどのぐらいの割合があるかはわかりませんが、これがどんどん押してきた場合には、私たち水産に少しでも首を突っ込んだものとしては、今のうちに何とか予防線を張っておきたいなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

今井企画課長 まず1点目ですけれども、今回は冒頭申し上げましたように、これから水産物の自給率の具体的な数値目標として設定していくわけですけれども、その際にどういう区分で設定するだとか大枠についての議論をしていただくと思ってつくった資料ですので、次回以降は、10年後の予測としてどうなるんだということを数字で見えていって、最終的には自給率の目標をつくりますので、御指摘のあったようなものは次回以降、今までのすう勢とこれからの見込みというものはお示していきたいと思えます。

2点目の輸入水産物はもっとふえていくのではないかなというふうなお話ですけれども、それは全体の需要が10年先、日本の水産物需要全体がどうなって、国内生産でどれくらいが賄えるかということ、差し引きの部分は輸入に頼るということですので、あわせてその将来見込みというのは数字で見えていただけるようになると思えます。

高柳特別委員 2つほどあるんですけれども、1つは、水産物の安定供給の確保というこの文言が輸入物も含んだ安定供給というふうに考えていいのかわかるかということなんです。といいますのは、自給率の目標を立てたり、自給率を上げていくという過程では、資源管理とか、維持とか、漁獲努力の量とか、そういうものをコントロールするとかということが入ってくると思うんです。そのときに、ある魚種についてはしばらくの間は輸入に頼って安定供給するというのも出てくるのではないかなと思うんです。そういうふうで考えていけませんと、資源増大ということは、不可能とは言わないまでも非常に難しい状況に置かれてしまうと思うんです。そういう意味では安定供給の確保というのは、そういうことが裏にあったかどうかわかりませんが、輸入で安定供給するというのもあり得ていいのではないかと私は思っているんです。それが1つです。

もう1つは、これは水産基本政策検討会始まって以来、時々耳にしたのが統計数字が出てくるのが遅いということです。少なくとも私の手元で統計数字を見る限りは結果で見えているんです。つまり後の祭りで数字を私は見ているのです。ですけれども、5年ごとの見直しといっても、その途中経過を見ないで細かい方針を立てられないのではないかなというふう思うんです。そうしますと、数字のとり方、統計の出し方というのをできるだけ短

いサイクルで出していけないと、経過を見ているということにならない。今までと同じだと結果を見て、遅れたということになりかねないのではないかとちょっと心配しているんです。経過で見るということは、結果の数字なんですけれど、それをなるべく短いサイクルで見るということだろうと思います。

そういう意味で、統計数字の出し方、いろんなデータのまとめ方というのは、私は今までのやり方とは恐らく違う方法でやらないといけないのではないかと。あるいはどこかに数字があってもそれが公にされないということもあったかもしれませんが、それはどこにつながっていくかということ、1人1人、あるいは1社1社の漁業者が見る数字とか、欲しい情報とかということ、国でまとめて見る情報とか数字とかというのはおのずと性格が違うはずなんです。それから、さらに1人1人の漁業者、あるいはそれをまとめている漁協等が見る数字、情報というのはまた違ったものが必要になってくると思うんです。そういう段階的に出る数字が経過で見られるように、なるべく短いサイクルで出てくるということをおのずとやっていると、失礼な言い方になるかもしれませんが、結果としての祭りということになりかねないというふうに思いますので、その辺の御配慮をいただけたらいいかなと思います。

中村（靖）部会長 安定供給というのは水産基本法の理念ですね。

今井企画課長 1点目の安定供給の考え方ですけれども、基本法の条文をきょうお配りしていないので、口だけの説明になりますけれども、水産物の供給というのは、国内漁業生産と輸入の組み合わせで行われるものですから、安定供給は国内生産だけで行われるということではありません。

ただ、水産基本法におきましては、国民に対する水産物の安定供給の際には、なるべく我が国の漁業生産の増大を図ることを基本にしてやっていくということ。安定供給は国内生産と輸入の組み合わせだけれども、なるべくその国内漁業生産の増大を図りながら安定供給をしていくという考え方が理念の中に書かれています。

輸入はどういう位置づけになるのかという考え方はまた別の条文がありまして、それは我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものは輸入で確保していくということ。基本的な考え方としては、輸入と国内漁業生産の組み合わせで、なるべく国内漁業生産を増大させていくのだけれども、どうしても、えびのように、国民の需要に対して国内漁業生産がおいつかないようなものについては、輸入を安定化していくということが国内供給の安定につながるというように基本法では整理をされているということになります。

2点目の統計の数字の件につきましては検討していきたいと思えます。

石黒委員 10 ページなんですけれども、私ども国の漁業生産全体の量が要するに排他的経済水域の表側で遠洋漁業者がとるものも、我が国の水産物の生産量として分子として使われるんだということなんです、その下に書いてあるように、不測の事態における我が国の主権の及ぶいわゆる排他的経済水域でとる数量というのは非常に大事になってくるというふうに書いてありますけれども、私もそのとおりだと思うんですね。

それで、私たち漁業者も日本の国の主権が及ぶ海域でとる生産量と、他国の排他的経済水域でとるものというのは非常に不安定要素を含んでいると思うんですね。ですから、私たち漁民もそうですし、消費者である国民も自分たちの国の主権の及ぶ範囲でとる生産量

というのはどれだけのものなのかというあたりは非常に興味のあるところではないかと思うんです。ここに書いてありますように、それを分子として目標値を参考として示すことを検討するのではなくて、示すということにさせていただきたいものだなと思います。

中村（靖）部会長 海域による区分は初めての試みですね。

今井企画課長 わかりました。

石黒委員 ぜひお願いします。

二村委員 輸入の話で、国内で足りない部分は、その魚種は輸入に頼ると。そういう話じゃなかったかと思うんですけど、この場合、主要魚種6つほど書いてありますね。40%を占める。この中の半分ぐらいはI Qがある魚種だと思うんで、そういう場合、弾力的にそういうI Qが動かない限り、国内で足りなかったからその魚種を輸入に頼るということもすぐにはできないんじゃないですかね。

中村（靖）部会長 7ページの魚種ですか。

二村委員 そうです。

今井企画課長 それはもっとI Q制度を弾力化しておかないといけないのではないかという御指摘ですか。

二村委員 足りないから、その魚種をすぐ輸入にその期間変えたらいいということとはなかなかできませんよということです。

井上特別委員 初めに部会長がポイントをまとめられたわけですけど、素人的に考えて納得のいくものであったと思います。基本的にそういうことかなという感じはいたしました。

それで、これも極めて基本的なことでも恐縮なんですけれども、水産物の輸出も少しありますよね。それは例えば重量ベースですと、どのくらいの割合なのですか。

今井企画課長 これも参考でお配りしております前回の資料の3ページ、4ページのところを見ていただきますと、食用の自給率の11年の数字で出しているんですけども、24万トンの部分というのが輸出量ということでございます。

井上特別委員 いずれにしてもあるということですね。

今井企画課長 はい。

井上特別委員 そうしますと、今回の資料の1ページの自給率の算定方法の算式で、つまり分子は我が国の漁業生産量とありますが、正確に言えばマイナス輸出量というのがあってもいいような気がするんですが、どうなんでしょう。

今井企画課長 分子の方からですか。

井上特別委員 分母もそうですか。

今井企画課長 分母の方は、国内の仕向け量ですから、輸出された分というのは国内に仕向けられませんので、引いているわけです。国内で生産されたものの中で輸出したものというのは、国内に出回らないので引いているんです。分子の方はまさに自給の力として示しているものですから、出回らないけれども、日本としては幾つとれるんだということで、分子の方からは引かないということです。要は自給度ですから、国内の需要に対して幾らまで国内生産で賄えるのかということで、分子の方からは引いていないということです。

井上特別委員 幾ら賄えるかと言いますと、輸出する分というのは国内には入ってこな

いわけですから、その分は引くべきではないですか。

今井企画課長 分母からは、ですから引いているんです。

井上特別委員 分母からも引いているし、分子からも引いてもいいような気もするんですが、極めて素人的なので、多分慣例的にそうしているというか、そういうことなんでしょうけれど、何となく、漁業生産のうち、海外へ向くものというのはまたちょっと目的が違うように思うんで、それを引いた方がいいのかなと思います。

今井企画課長 これはルールというか、決めの問題で、自給率というのは水産物だけではなくて、ほかの米だとか野菜だとか、そういうものについても同じように、分母の方からは輸出したものは引くのだけれども、分子の方からは我が国の生産の持てる力みたいな意味を重視して、分子の方からは引かないということでやっています。

井上特別委員 ほかで引いていないのをここだけ引けとか、そういうのはおかしいと思うんで、ただ、非常にベーシックに考えて、何となく引いてもいいんじゃないかという気がしましたけれど、それはいいです。

中村(靖)部会長 よろしいですか。

植村委員 このたびの自給率の目標の設定というのは、水産基本法というものができて、安定供給、もっと言えば国民の食料安保というものを法の中で国民食料を生産するという立場で位置づけているわけですから、この問題がこのような会議を経て論議されるということは非常に意義があり、大事だけれども、このことは直ちに政策として出てくるものではないんだと思っています。それは今までの状況を見ましても、自給率のいかにかわららず、日本へ限りなく輸入されているんですよ。考え方として自給率というのは国の生産に対して足りないものを入れるというお話のとおりにはいってなくて、逆にIQでもっと緩和しておいたらいいのではないかという考え方の心配よりも、IQが緩和されると、現在日本の生産として漁業者が獅子奮迅の努力をして守っているものまでも根絶されるような外圧が非常に強いわけですよ。水産物についてはね。

したがって、今は不足だから輸入しているということではなくて、消費者のニーズ、いわゆる味のいいものとか、多少味が悪くても安いとか、いろいろな条件がかさんで過剰に輸入がされている、供給がされているんだということを、皆さん御存じだと思うんですがね。これが我々生産者の立場では非常に大きな課題になっている。カタルで11日からWTOの問題があって、我々もその運動で時間を割いて歩いているんです。

だから、自給率というものは、水産基本法というものができて、先ほど申し上げたような日本の食料状況というものが、21世紀はああだこうだという中で、非常に大事な要諦だけれども、今までこの話を承る中での問題は非常にフランクに、自由にむしろ輸入されてきているのだと思います。もちろんIQで抑えているものもあります。

そういうことでございますので、今、自給率というものがこういう形で論議をされて、1つの、我々生産者もこの自給率というものが表に出てくるということによって、政治課題としても相当な論議が深まるものだと思います。その背景にはやはり国民食料安保という問題が控えて、食料危機というものも学術的には論議されて既に発表になっているわけです。しかし、今そうだということではないんだという認識で自給率をそこに押さえ込むのではなく、生産者として体制をつくっていくための、資源管理の問題、その背景にある漁場環境の問題など、いろいろ考えて今お話を伺っているということでございます。きょ

うはそういう意味では自給率というものが、600種類もある、特定していくとニーズがある中で、カロリーと重量ベース、重量ベースも輸入魚においてはどこまで換算されているのか、缶詰はどこまで換算されているのかという問題など、魚介類の場合めんどろだということがわかっただけでも大した勉強をさせてもらい生産者の立場からの実態と意思を申し上げて、賛成を以上申し上げておきたいと思います。

中村（靖）部会長 この考え方について、基本的には御異存はないということですね。

植村委員 どこで特定するということは千差万別だろうと思います。しかし、何かで特定してもらうというのは行政の役目であり、苦勞はされたけれども、やはり我々は了としておきたいと、こういふうに思っているわけです。

中村（靖）部会長 目標が、次回ですか、出てくれば今度それに従って政策が展開されていくということだと思いますよ。

植村委員 それはそうです。

村田特別委員 私の場合は水産業を中核とした自治体の運営をしている者として所見を述べてみたいと思います。

水産基本法により国民への安定供給ということを法律で決め、そして自給率を決めていくということは、水産業に携わる者にとっても安心してこれから運営できる大変大事な部分で、私はもちろん賛成をし、これをきちっと決めてもらいたいと思っております。

ただ、先ほど企画課長さんの言、あるいは先ほどの高柳先生のお話の中で、輸入によって安定供給がもしできるならば、それもよいであろうというような発言があったように記憶しているんですけども、輸入による安定供給でずっといけばいいんですけども、それが将来不安であるがために自給率を決めていくということだと思っんですけども、そのために、消費者の側にとっては、安くて、おいしい魚が外国から来れば一番いいわけです。ところが、自給率をきちっと決めていかないと、我々のように水産業をなりわいとする漁業者がいっぱいいるわけで、うなぎにしても、いわしにしても いわしは自給率は100%ですけども、どんどん入ってくる。このままで我々の産業としての漁業が本当に将来も成り立つのかという不安の中でみんなやっているんですね。

そうすると、私はここで消費拡大ということは大変大事なんですけども、16ページの一番上の「水産物の消費については、一義的には消費者自身の自由な選択に委ねられる」と、確かにそのとおりだと思うんですけども、もっと言うならば、先ほど植村委員さんからお話がありましたように、農業における食料安保ということと同じように、漁業においても、あるいは水産物においても、魚介類においても、科学的に日本人にとって魚介類がこれだけ大事なんですよ、将来輸入だけに頼っているとこういう状況になってしまうですよと、このままでいいんですかということをもう少し私は消費者の嗜好だけにお任せするという姿勢でなく、これは我々日本人にとっては欠かすことのできない食料なのだからここで自給率を決めることが必要なんだということが出てくると思うんですね。そこで、自給率が必要だから、もっと言うならば、漁業者が安心して、もっと国が我々がやっている経営に対して一生懸命後押しもしてくれるんだなということで夢と希望を持ってこれからできるという型に入ってくるのではないのかなという考えです。

ですから、そこのところをもう少し科学的に、魚食の普及というのがもっと大事なんですよということをもっと強く打ち出してもいいのではないのかなと。それを科学的にそう

いった先生方にもっときちっと出してもらって、自給率の向上、我々の言う産業としての漁業をもっと充実ならしめるという形にしてもらいたいというのが私の考えです。

以上です。

今井企画課長 1点目ですけれども、先ほどの私の説明が舌足らずだったのかもしれないけれども、輸入の位置づけについてですが、輸入できるものは輸入で安定供給していけばいいというような考え方ではございません。水産物の供給は国内漁業生産と輸入の組み合わせによって供給がなされていますということです。ただ、委員御指摘のとおり、いつまでも外国から輸入水産物が入ってくるかどうかわからないという事情もありますので、その2つの組み合わせでやるんだけれども、我が国の漁業生産を増大させながらなるべく自国で賄っていくというのが基本だというのが基本法にまず書いてあるのです。

では、どういうものを輸入に任せるのかということ、それは基本的にはなかなかそうならないのではないかとのお話もありましたけれども、それは日本の国内生産では国内の需要を満たせないようなもの、それを輸入をすることによって、かつ、輸入を安定させることによって国民に対する安定供給をしていくんだというのが基本ですので、考え方としては、町長さんがおっしゃるとおりのような考え方で基本法も整理されておりますし、これからの自給率目標の設定というのもそういう考え方でやっていくということでございます。

2点目の話は、きょうもいろいろ御議論いただきましたけれども、資料の2ページに示しているような自給率の数字だけではなくて、きょうも井上委員からもいろいろ御指摘をいただきましたけれども、自給率の数字だけではなく、水産物が持っているいろんな機能とか役割とかを科学的な裏づけをもって説明していく必要があるというのは御指摘のとおりだと思いますので、きょうは足立委員が御欠席ですけれども、足立先生は栄養学の先生でもありますので、足立先生からもいろんな資料などもいただきながら、最終的には国民にもっとしっかりとわかってもらえるようなデータとともに自給率を出していきたいということでございます。

二村委員 私は国内の自給率は上げるべきだという考えで発言しているんですけど、輸入がいけないという考えはちょっとおかしいと思うんですね。というのは、自給率がこれ以上下がると、今でさえ日本が海外で大量に買いつけしている。自給率がどんどん下がれば、我々海外でもっと買いつけしなければいけない。そうすると、海外での価格が上がって、これは米のときにもありましたけれど、日本が外へ行って大量に買いつければそういう現象も起こるわけですから。我々は国内の消費者を満足させるためもありますし、安定供給ということで輸入をしているわけですから、そういう意味で輸入がいけない、減らすべきだというのは少し見方がおかしいのではないかと。

それから、ただいま自給率でいわしが100%と書いてあるわけですね。ということは、これはIQ品目だから100%という数字になるわけですか。

今井企画課長 いや、別にそういうことではなくて、これは食用だけのものですけれども、いわしの食用需要というのはそんなにべらぼうにあるわけではありませんので、それは国産で基本的には賄えているということです。

二村委員 我々、いわしの缶詰の原料は不足しているから、海外でいわしの原量を買いつけしているケースもあるわけですね。これはいろいろIQの問題も絡んできますから。

ここに出ている自給率というのは、ほかの魚種もそうですけれど、そういう面で自給率が高くなっているという面も数字上は出てはいないんですか。

今井企画課長 その辺はもう少し検証しまして、また次回にでも御説明したいと思いません。

原特別委員 14 ページの点で御検討いただきたいという意味で申し上げておきたいと思えます。

この漁業生産についての課題という中の、漁場環境保全というのは、どちらかという、これは国内でどうかすれば何とかかなりそうなものが掲げられていますが、10年後を考えるとむしろ地球規模での問題を少し考えないと危ないのではないのかなという気がいたします。というのはかつてエルニーニョですとか、地球温暖化の問題、こういうものはかなり水産の資源そのものに与える影響というのがあるので、自給ということになりますと、輸入も当然入るわけなので、そういうものも少し考えてやっていかないとまずいのではないかと、こういうふうに思います。

特に有明の問題でも今水温が徐々に上がってきているわけでごさいます、これが何に原因するかはいろいろあると思えますけれども、日本全体がとにかく温暖化してきている。こういうことは紛れもない事実で、我々が調査をしております大阪湾におきましても、10数種類の亜熱帯魚がとれている。こういうようなこともございますので、日本列島 4000 キロ近くございますから、多少こうなっても北海道の方へどんどん温度がいけば高くなるだけのことで、大丈夫だという考えもあるかもしれませんが、私は少し課題という中にそういう地球規模での変化、こういうものも加えてものを考える必要が 10 年というスパンを考えたときにはあると思えますので、御検討いただければと思えます。

中村（靖）部会長 地球規模での変化を少し書いてほしいということですね。

今井企画課長 おっしゃるとおり、環境の問題につきましては、地球規模で考えるようなものというのが最近特にふえてきているんだと思うんですけれども、きょう何回か申し上げましたけれども、3で整理しておりますのは、分子、分母それぞれに課題を設定しまして、その課題が解決された場合に、例えばここでいけば分子の漁業生産量というのはどういうふうになっていくかということですので、基本的には原因がわかっていて、その原因に対処する処方せんもわかっていて、それをこれぐらいやれば漁獲量はこうなるということだと思えます。地球の温暖化だとか、それは当然資源に関しても影響はあると思うんですけれども、では、それに対して具体的に何をやったらいいのか、何をやるとどれぐらいの効果が見込めるんだということになりますと、なかなかそこは難しい面がある。ただ、課題としてそういうことがあるというのは確かだと思えますけれども、そういうことも含めまして次回中身について御議論いただきたいと思えます。

原特別委員 3 ページにもそういうことが書いてあって、これは解決し得ない課題なので、私もそうは思うんですけれども、資源量を左右するということになりますので、やはり何かどこか隅に置いておかないといけないと、こういう意味で申し上げました。

増田委員 前回と関係があるんですけれども、前回の資料の 19 ページ、20 ページで諸外国の主要漁業生産国の自給率の説明があったと思うんですけれども、この中でも我が国の自給率は国際的に見ても低い水準にあるということ御説明があったと思えますけれども、知識が乏しいものですから、前回、終わった後でも必要な資料があれば要望を出して

ほしいということで、企画課長までその話がいつているかわかりませんが、実は私の方から諸外国、欧米諸国等で自給率に関して、私は食料安全保障、食料安保の関係をイメージしながら欧米諸国等でそういった諸外国が持っているのか持っていないのか、もし情報としてわかれば参考にしたいので資料をお願いしたのですが。

今井企画課長 聞いています。

増田委員 よその国はよその国でいいのでしょうか、こういう国際情勢の中で、もしわかれば参考までにどういう対応をしているのか。現実としては我が国の水産物の自給率は低いというふうに出ていますので、そうした中において諸外国は、自給率目標を持っているのか、持っていないのか、もしあるならばどういう政策を持ってやっているのかという部分でお聞きしたいということをお願いしてあったのですが、その辺はどうでしょうか。

今井企画課長 自給率目標を持っている国はありません。日本だけです。

増田委員 我が国だけですか。

今井企画課長 はい。

食料・農業・農村基本法で食料全体の自給率目標を2年前につくったわけですがけれども、これから水産物についてまた改めて設定しようとするわけですがけれども、同じようなものを目標として掲げて、それに向けて努力しているというような国はありません。

中村（靖）部会長 食料についてもどうでしたか。

今井企画課長 ないです。

矢野委員 諸外国の例ですけれども、目標値がないということであれば、現状の自給率はぜひ参考数値として出していただきたいと思います。

今井企画課長 各国のですね。

矢野委員 はい。

今井企画課長 そうですね。

中村（靖）部会長 基本的に今回水産物の自給率目標の設定についてという考え方で大きな御異論はないというふうに見えていいですかね。部分的にはいろいろ御意見がございましたけれど……。

大体よろしゅうございますか。

それでは、大体皆さんからの御意見はいただいたようでございますので、この辺で質疑及び意見の交換は終わりたいと思います。

今回出されました意見の取り扱いについて事務局の方で十分御検討いただいて、今後の資料の作成をよろしくお願いしたいと思います。

そ の 他

中村（靖）部会長 事務局の方から何かございますか。

今井企画課長 まず1点、現地視察でございますけれども、御参加いただける委員の方々には御案内しておりますけれども、来週の7日、8日の日程で茨城の方で現地調査をこ

の部会として行いたいと思っておりますので、参加されます委員、特別委員の方にはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目、次回の部会の日程ですけれども、きょういただきました意見に係る資料ですとか次回の資料の準備もございますので、12月に入ってからになると思ひますけれども、第3回目の部会を予定しております。1回目、2回目は自給率の問題につきまして集中的に御議論いただきましたけれども、前回、基本計画全体の作成方針でも申し上げましたとおり、基本計画というのは自給率だけで構成されるものではございませんで、基本法に掲げられました基本的な施策をどういふふうに展開していくんだという、そっちの方がメインになるようなところがありますので、今回は基本計画に盛り込む個別施策のあり方の前提といたしまして、どういふような施策が今講じられていて、どんなところに問題があるのかといったような資料を1つ用意するのと、あとはきょういただきました意見ですとかを踏まえまして、自給率の関係で分母、分子のそれぞれどんな課題を設定して、これからどういふふうにやっていくのか、今までのすう勢がどういふふうになっているのかといったような資料を用意した上で、12月の中旬ぐらいに3回目の部会で御議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

中村(靖)部会長 ただ今、事務局から次の部会の内容についてと日程についての提案があつたんですけれども、きょうかなり大勢の方がお見えになっていらっしゃるしやいますので、12月に入ると皆さんいろいろお忙しいだろうと思ひますので、もしも可能であれば今事務局からありました12月の第2週ぐらいのところをちょっと御予定を見ていただいて、もし決められるものなら決めたらいいのではないかと申うんですが、実は大変勝手に申し上げますと、私自身は12日の午後ぐらいがいいんですけれども、いや、御都合が悪い方が多ければまた検討しますけれども、いかがですか。

(都合の悪い委員数名あり。)

11日はいかがですか。

まずい方……。

お3人……。しかし、12日はもっと都合が悪い方が多いから、このどっちかと言へば11日ということかと思ひますけれども……。

それでは、その辺で事務局の方と相談をして日程を決めたいと思ひます。それはまた改めて皆さんにお諮りをして御連絡をするということにしたいと思ひます。

ほかに何かこの際という方がいらっしゃるしやいますか。

閉 会

中村(靖)部会長 特にございませんでしたら、以上をもちましてきょうの部会を終らせていただきたいと思います。

大変皆様お疲れさまでございました。